



基礎から学ぶ改正種苗法セミナー

2021年

3月22日(月)/4月22日(木)
オンライン開催

本セミナーの概要

「種苗法の一部を改正する法律」が令和2年12月2日に成立し、同月9日に公布されました。これに伴い、令和3年4月1日より、改正種苗法に定められた法的義務を遵守する必要があります。ところで、改正種苗法において、輸出の制限及び栽培地域の制限が設けられたことや自家増殖が見直されたことについては広く知られていますが、その他にも様々な内容が改正されています。

本セミナーでは、農業関係者の皆様に改正内容を網羅的かつ正確にご理解頂くため、まず種苗法の基礎的な内容をお話し、そのうえで、改正点について網羅的に概説いたします。分かりやすさに重点を置き、基礎的なことから丁寧に解説いたしますので、種苗法についてほとんど知識をお持ちでない皆さまも是非ご聴講ください。

開催日時	テーマ	講師
2021年 3月22日(月) 4月22日(木) <small>(両日程は同じ内容になります。 いずれかの日程をご選択ください。)</small> 14時00分～15時30分	種苗法の基礎知識及び改正点 改正種苗法を理解するうえで必要な次の基礎知識を説明したうえで、各改正内容を網羅的に解説します。 ●種苗法とは ●育成者権の取得方法 ●育成者権の存続と取消 ●育成者権の効力 ●育成者権の効力が及ばない範囲 ●権利侵害時の対応 ●その他(種苗販売時の表示義務・指定種苗制度)	弁護士 菅原 清暁 弁護士 後藤 洋輝

《講師紹介》 弁護士 菅原 清暁

松田綜合法律事務所 農業関連法務チーム・チームリーダー弁護士
松田綜合法律事務所パートナー弁護士

2013年～2014年 プライスウォーターハウスクーパース株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)法務部出向、

2017年～2018年 全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部出向

2018年～現在 全国農業協同組合連合会 顧問弁護士

農業・食品関連企業に限らず、東証一部上場会社を含む多くの企業に法務アドバイスをするとともに企業の監査役として社内の視点から企業法務に取り組む。全国共済農業協同組合連合会、各農協の職員・組合員向けセミナー等の講師を多数担当。

著書に、「JA職員のための農業法人支援ハンドブック」(共著:経済法令研究会)、全国農業新聞連載記事「農家生活の法律相談」(2020年4月～)他。

各日程 先着90名限定!

開催要項

日 時 : 2021年3月22日(月) 2021年4月22日(木) ※両日程は同じ内容になります。

14時00分～15時30分

開催方法 : オンラインにて、WEBオンラインセミナー(ZOOMウェビナー)を開催します。

会社、ご自宅などWEB環境があればどこからでもアクセス頂けます。

お申し込み後、セミナー開始前にセミナー視聴用URLをお知らせいたします。

受講料 : **無料**

対象 : JA職員様及び組合員様、農業関係団体様 など

定員 : 各日程 先着90名様

お問合せ

松田綜合法律事務所 TEL 03-3272-0101 seminar@jmatsuda-law.com 担当:早川



申込締切日
開催日5日前まで

● 弊所HPからのお申し込み



左記QRコード、または下記URLの申込フォームよりお申込みください。

https://jmatsuda-law.com/20210218_1_seminar/

● FAX（送信先03-3272-0102）でのお申し込み

下記にご記入のうえ送信ください（なお、ご視聴の際にはWeb環境が必要になります）

日程選択 3月22日(月) 4月22日(木)

※両日程は同じ内容です。
いずれかの日程をご選択ください

フリガナ			
貴社名			
貴社住所	〒		
TEL			FAX
フリガナ	お役職		Eメールアドレス
ご参加者名①			@
フリガナ	お役職		Eメールアドレス
ご参加者名②			@

※ JA関係者様・農業関係団体様のためのセミナーとなっていますので、ご了承ください。

【お申込みから当日ご参加の流れ】

次回セミナー：2021年5月開催(予定)

弊所HP又はFAX申込
↓
開催5日前までに
セミナー参加登録ご案内をお送りします
* 申込メールアドレス宛て
↓
セミナー参加登録ご手配後
自動で登録アドレス宛てに
セミナー参加URLが送信されます
↓
セミナー開始日時になりましたら
「セミナー参加URL」をクリック
↓
ZOOMウェビナーが立ち上がります

必ず押さえておくべき
農業における相続・事業承継支援のポイント

農業経営の継承、後継者確保の観点から、農業分野において生産者の方々の相続・事業承継支援はとても重要なテーマです。

しかし、相続や事業承継には、法的に留意すべき点が多くあり、これらを見落としたために、相続等による農業経営の継承が思うように進まず、トラブルりに発展してしまうケースも少なくありません。

本セミナーでは、形式的な対応では見落としがちな相続・事業承継時の留意点について、トラブル事例を踏まえ、弁護士ならではの視点から解説いたします。

松田綜合法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル7階
TEL : 03-3272-0101 FAX : 03-3272-0102

○ 農業関連法務HP : <https://jmatsuda-law.com/lp/agri/>